

入所に関する確認事項

児童氏名	
------	--

【1】復職(育児休業明け)予定でお申込みの方

・入所決定の場合 ※確認の上、○を付けてください。

父	母	
		入所月の翌月15日までに、必ず現在の職場に、復職します。

※育児休業復帰を条件での入所であったにも関わらず、上記項目が満たされていない場合は、入所を取消、又は退所していただく場合があります。

【2】就労開始予定(内定)でお申込みの方

・入所決定の場合 ※確認の上、○を付けてください。

父	母	
		・在職(内定)証明書の通りに必ず就労開始します。

※就労開始予定(内定)での入所であったにも関わらず、上記項目が満たされていない場合は、入所を取消、又は退園していただく場合があります。

【3】求職活動でお申込みの方

・入所決定の場合 ※確認の上、○を付けてください。

父	母	
		・入所月から3か月以内に必ず就労開始します。

※上記項目が満たされていない場合は、入所を取消、又は退園していただく場合があります。

◎育児休業の延長(保留通知)を希望している方へ

※確認の上、○を付けてください。

父	母	
		・育児休業の延長のため、保留通知を希望します(「-30点」の減点となります。)

※「-30点」の減点となった場合でも、入所を希望した保育施設に空きがある場合は入所となります(年度途中も含む。)
この場合、保留通知は発行されません。

※育児休業の延長を希望しなくなった場合は、教育・保育給付認定の変更申請書の提出が必要となります。
印鑑と身分証明書を御持参の上、各月の申請の締切日までに保育課窓口まで御来庁ください。